

6 南 監 第 6 6 号
令和7年3月24日

南 国 市 議 会 議 長 様
南 国 市 長 様
南 国 市 教 育 長 様

南国市監査委員 塩 崎 泰
南国市監査委員 久 武 弘 明
南国市監査委員 神 崎 隆 代

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

定期監査結果報告書

1 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、南国市監査基準（令和2年南国市監査委員訓令第1号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査対象課等及び監査実施期間

以下の課を対象として、監査を実施した。

監査対象課	聴取・現地調査	監査実施期間
教育委員会事務局 学校教育課 教育委員会事務局 生涯学習課	令和6年11月28日	令和6年11月21日 ～令和7年3月21日
香南中学校・稲生小学校 長岡小学校・岡豊小学校	令和7年 2月6日 2月7日	

3 監査対象

令和5年度の市立小学校及び市立中学校における事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査の対象とした。

4 監査の着眼点

- (1) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか。
- (2) 施設管理が適切に行われているか。
- (3) 児童生徒の安全管理や危機管理体制が適切に行われているか。
- (4) 現金管理や個人情報の管理が適切に行われているか。
- (5) 備品や薬品等が適切に管理されているか。

5 監査の方法

監査対象の所管課に対し提出を求めた監査資料に基づき、着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取と現地調査等により監査を実施した。

6 監査の結果

各学校の事務処理については、南国市学校事務支援室が事務処理の適正化、効率化のための企画検討を行い、統一的に運用が行われている。今後とも事務の改善・効率化に一層努め、より適正な事務の執行に努めること。

なお、主要な項目についていくつかの問題点について記述したのでその内容を検討のうえ、改善に努めること。

(1) 学校運営全般について

各学校とも学校経営計画に基づき到達目標を設定し、取り組みを行っている。到達目標には具体的な数値を掲げ、目標の到達度合いを評価・検証できる仕組み作りができています。

(2) 学校事務全般について

南国市学校事務支援室が南国市の学校事務を統括しており、各学校への事務指導により統一化がなされ、事務の適正化及び効率化が図られている。

(3) 準公金の管理について

PTA会費や生徒会費については、これまでの取り組みの結果、ほとんどが口座振替となっている。一部保護者の都合で口座振替のできていないものもあるが、年度末までには全て入金されている。

教材費について、保護者から現金を集め、取扱業者へ支払いをしているが、職員が現金を扱うことのないよう、可能な限り保護者から直接業者へ支払いが行われるよう検討されたい。

(4) 郵便切手等の管理について

郵便切手、はがきを受払簿と照合したところ、合致しており適正に管理されていた。

(5) 備品及び薬品類の管理について

備品類については、備品管理台帳で管理することになっており、毎年台帳どおりに備品が存在するのかを点検し、点検結果は管理者(各学校長)に報告することとされている。

報告書には、点検漏れの備品や「不明」とされているものなどがあり、十分な点検が行われたのか疑わしいものがあった。また、各備品には台帳の内容をラベルにして各備品に貼ることになっているが、点検時に「ラベルなし」となったまま、新たなラベルの貼付などなされていないものもあった。

備品は、児童生徒の学習の用に供するものであるが、一方では南国市民の

財産でもある。市民の財産を適切に管理することは公務に携わる職員として当然の責務である。学校には膨大な数の備品が存在し、その点検には多大な労力を要することは理解するが、それがために財産の管理が疎かになってはならない。点検を丁寧に行い、点検結果に基づき適切な処理に努めること。

また、理科室や理科準備室等での薬品管理について、鍵のかかる保管庫で保管され、管理台帳で適切に管理している学校がある一方、薬品が乱雑に置かれ、管理台帳も薬品の使用者、使用量や残量の管理など十分に行われていない学校もあった。

理科室や理科準備室は施錠されており、通常は児童生徒が勝手に入ることにはできないようであるが、薬品の中には危険なものもあるため、その管理には細心の注意を払い適切な管理に努めること。

なお、薬品ではないもののカセットコンロ用のガスボンベが多数保管されていた。児童生徒の手の届くところに保管しないなどの配慮が必要であると思料されるので保管方法を検討すること。

(6) 物品等の購入について

消耗品等の購入や印刷等の依頼にあたっては、これまでも、価格の競争性を保つことと併せて、南国市内の業者の活用についてお願いしてきたところである。

物品等については、「必要とする物品がない。至急必要となった。」などといった理由から、隣接する高知市内の業者やネット通販業者からの購入が多くみられ、南国市民の税が投入されながら南国市外の企業に金が流れるといった状況になっている。

このような状況を打破するためにも、教育委員会及び南国市学校事務支援室が中心となって、財政課の協力を求め予算要求時に、学校現場で年間に必要な物品の種類・数量を把握し、関係各課の協力も得る体制を構築することも検討の余地があると思料される。

その検討課題として、市内業者に調達の可否を含めた対応策の提示を行うなど、具体策を模索することも必要であると思料される。

検討した具体的対応策の全てを講じることに固守せずに、可能な物品等を先行して実行するなど、スモールスタートによる成功事例を示すことも必要であると思料される。

(7) 施設の整備及び管理状況について

学校教育に支障のない範囲で体育館・グラウンドを開放しており、年度ごとの使用許可の受付を年度当初に行っているが、広く一般市民に門戸を広げてはいるものの、特定の団体の使用が継続しているのが実態のようである。

学校施設の開放について、市民により一層の周知を行うなど、地域住民が容易に使えるような仕組みを再構築することも必要であると思料される。

また、地区民運動会などを主催する団体の物品が学校施設内に保管されている事例があった。学校と地域の連携などを検討のうえ、適切な対応を執るようお願いする。

学校施設の市民への開放に際してトラブルが発生した場合には生涯学習課が対応することとなるが、施設の使用が、通常は夜間・休日となるため、時間外での対応となることもある。職員の時間外勤務の削減のためにも、警備会社等への委託も検討されてはどうか。また、現在使用については無償であるが、利用者負担の原則も考慮して、委託経費の一部を負担してもらう事も検討の余地があると思料される。

AEDが各学校に2台設置されており、多くが職員室と体育館に設置されている。うち、体育館の1台を体育館の中ではなく、体育館の外側・屋外への設置を検討されたい。職員室、体育館が開いていなくてもグラウンド利用者が使用できるうえ、夜間・休日でも学校にAEDがあることにより、地域住民の安心にもつながるものと思料される。

(8) 防災、防犯対策について

各学校とも地震・津波避難訓練を中心に様々な状況を想定した避難訓練を実施している。

なかには、登校前に地域住民とともに地区の避難場所まで避難訓練を行い、その後、地域住民とともに登校し防災教育に参加するといった独自の訓練を行っている学校もあった。また、防災士の資格取得に取り組む中学校もあり、それぞれが学校と地域の特色を生かした取り組みを行っている。

(9) 児童生徒の安全管理や危機管理について

各学校に防犯カメラが設置されているが、モニターの設置場所が職員室等になく、不審者を早期に発見して児童生徒の安全を確保するという役目を果たしていない。防犯カメラ設置済みという警告と事件・事故が発生した際の事後検証としての活用にとどまっているのが現状である。

多忙を極める学校現場において、教職員が常時校舎周辺を見回ることは困難と思われる。

児童生徒の安全確保という当初の目的を果たせるため、不審者の侵入を寸時に感知可能な予防的防犯カメラの導入・活用について再検討をお願いする。

(10) 学校給食について

給食費の公会計化により、学校現場で直接給食費の徴収に携わることがな

くなっただが、元々口座振替に依拠していないものや口座振替に依拠してはいるものの実際には振替不能のものが毎月相当数にのぼっている。

このため、納付書の送付や督促状による督促など学校教育課での事務の負担が大きくなっている。児童生徒の新入学時をとらえて口座振替の徹底を図るなど、事務負担軽減の取り組みを検討されたい。

なお、給食費の滞納案件については、1件当たりは少額ではあるが件数が多くなれば滞納案件の解消に相当の時間を要することとなる。悪質な滞納者に対しては南国市債権管理条例に沿った毅然とした、かつ早期の対応がなされるよう検討されたい。

また、給食の食材購入については、デジタル化可能な分野でもあり、発注・納品・検収を電子化することも、デジタル化・DX化を目指す方針に沿うものであり、導入に向けた具体的な検討をするべき時期であると思料される。